

循環のまち・ふくおか推進プラン（概要）

第1章 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

- 2011年の「新循環のまち・ふくおか基本計画」(前計画)策定から10年が経過する中、人口が計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加
- SDGs、パリ協定、国の環境基本計画など総合的・長期的な政策の方向性が決定
- プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題などへの対応が必要

○ これらの状況の変化や、前計画では見込まれていなかった新たな課題に対応するため、新計画「循環のまち・ふくおか推進プラン」を策定



前計画策定後の環境政策の動向

福岡市	2011 「新循環のまち・ふくおか基本計画」策定
	2014 第三次福岡市環境基本計画策定
国内外の動向	2015 国連サミットにてSDGs採択
	2015 パリ協定採択
	2018 第五次環境基本計画策定
	2018 第四次循環型社会形成推進基本計画策定
	2019 プラスチック資源循環戦略策定
	2019 食品ロスの削減の推進に関する法律成立
	2019 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略
	2020 レジ袋有料化義務化
	2021 プラスチック資源循環促進法制定

第2章 ごみ処理等の現状

(1) 現状

【ごみ処理量】

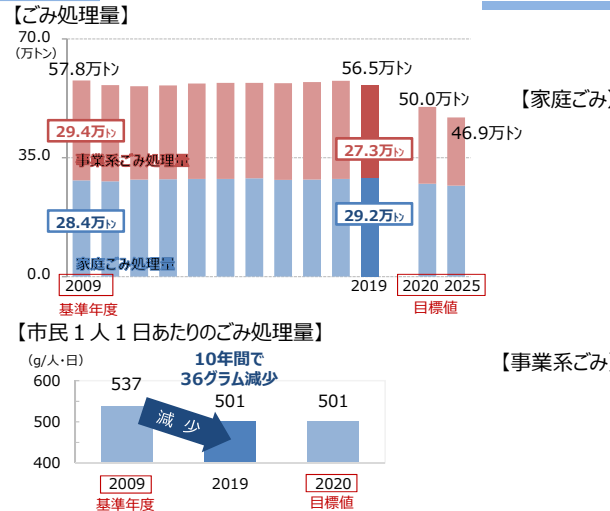
○ 2019年度のごみ処理量は約56.5万トンで、ほぼ横ばいで推移している。

【家庭ごみ】

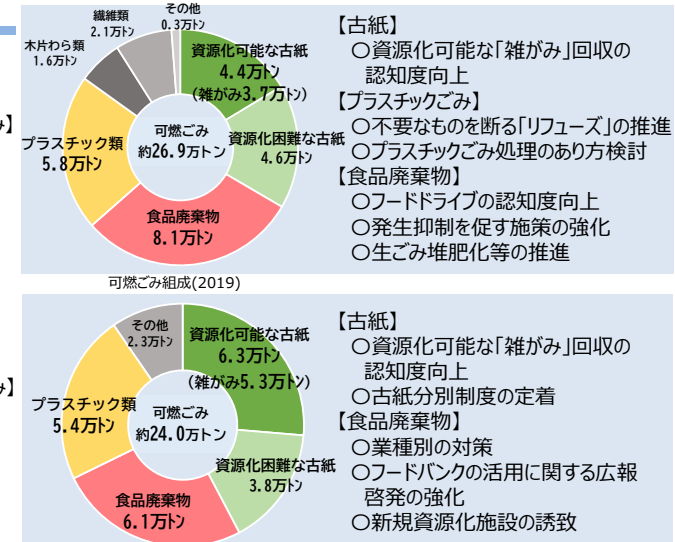
○ 市民1人1日あたりのごみ処理量は、基準年度と比較して36g減少し、前計画の2020年度目標値を達成しているが、人口の増加により処理量は微増傾向にある。

【事業系ごみ】

○ 事業所数が増加している中、事業者への指導・啓発や自己搬入への規制強化等により、処理量は基準年度と比較して約2.1万トン減少している。



(2) 課題



可燃ごみの大部分を占める古紙、食品、プラへの対応が必要

第3章 計画の基本的事項

(1) プランの構成・計画期間

○ 変化が予想される社会環境や新型コロナウイルス感染症の影響にも柔軟に対応していくため、10年間の基本方針などを定める「長期ビジョン」と5年間の具体的な施策を定める「実行計画」で構成

- 基準年度：2019年度
- 計画期間：10年間
- 2021年度～2030年度
- 中間目標年度：2025年度
- 目標年度：2030年度

2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
循環のまち・ふくおか推進プラン		
長期ビジョン (10年間)		
第1期 実行計画 (5年間)		第2期 実行計画 (5年間)
	第1期実行計画 評価・検証	第2期実行計画 策定
		長期ビジョン 第2期実行計画 評価・検証
		次期計画 策定

(2) テーマ・基本方針

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる全てのステークホルダー（市民・事業者・NPO団体等）の参画を目指します
- 持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます
- 地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される循環のまちを目指します

基本方針1	都市特性を踏まえた循環型社会づくり
基本方針2	イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造
基本方針3	持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
基本方針4	適正処理の更なる推進

循環のまち・ふくおか推進プラン（概要）

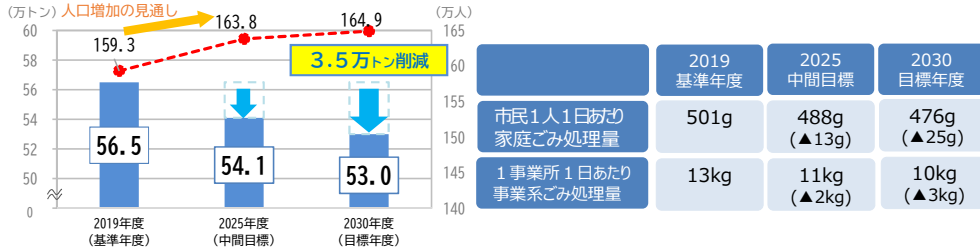
第3章 計画の基本的事項

(3) 数値目標

ごみ処理量の将来推計

- 1次推計：前計画に基づく現行施策を継続した場合のごみ処理量
 ⇒ 人口・事業所数は増加するものの、市民・事業者によるごみ減量・リサイクルの取り組みにより、ほぼ横ばいで推移 **56.9万トン**（2030年度）
- 2次推計：本計画に基づく新規施策等を実施した場合の効果を加えたごみ処理量
 ⇒ **53.0万トン** ※計画の数値目標として設定

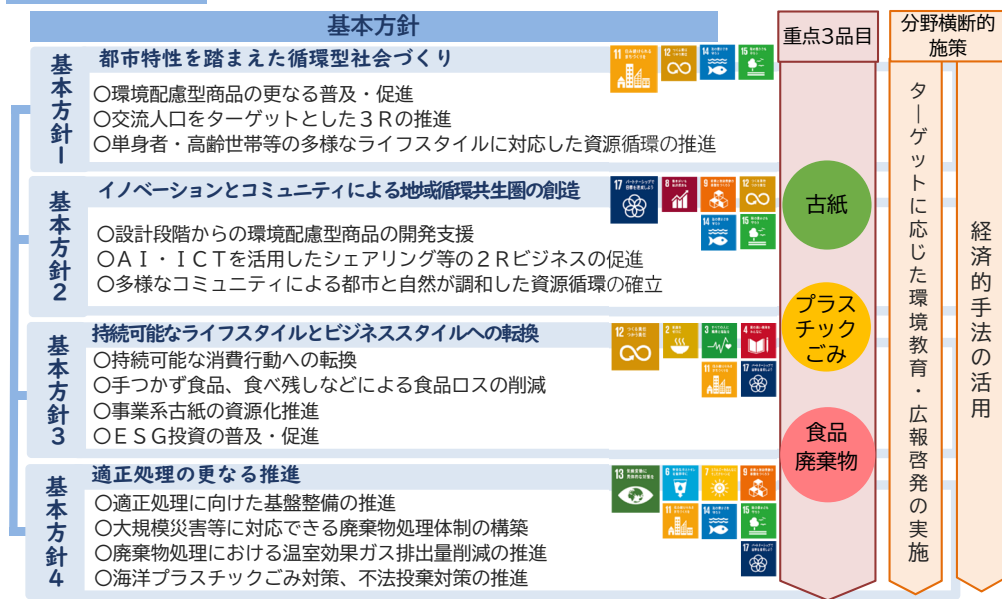
- 数値目標① ごみ処理量** 目標年度(2030)までに、基準年度(2019)より **3.5万トン削減**
- 数値目標② 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量** 基準年度(2019)より **25g削減**
- 数値目標③ 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量** 基準年度(2019)より **3kg削減**



(4) 取組指標 施策の効果を多面的に把握するため、13の取組指標を設定

第4章 施策の推進（実行計画）

(1) 施策の体系 基本方針に基づく 施策の方向性



第4章 施策の推進（実行計画）

(2) 重点3品目

- ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取り組みの推進につなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である **古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目**と位置付け、重点的な減量施策を実施

<品目ごとの主な減量施策>

- 古紙**
- ペーパーレス化等の推進(特定事業用建築物への指導)
 - 再生紙の優先利用の促進
 - 地域集団回収の促進策検討
 - 事業系古紙の資源化推進
 - 雑がみの認知度向上

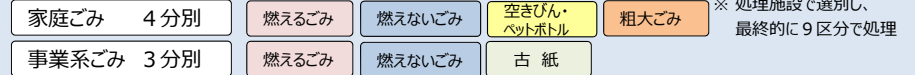
- プラスチックごみ**
- イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進
 - マイバッグ・マイボトルの普及・促進
 - 業界団体と連携した代替素材の普及・促進
 - 小売店等との連携強化
 - プラスチックごみ処理のあり方検討
 - 事業者の地域清掃活動への参加促進

- 食品廃棄物**
- 家庭での食品ロス削減
 - 施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施
 - 事業者等による食品ロス削減の取り組み支援
 - フードドライブの推進
 - 事業系食品廃棄物の資源化推進
 - 生ごみリサイクル促進事業

第5章 ごみ処理体制

(1) ごみ処理に関する基本的事項

【分別収集】 家庭ごみ（夜間戸別収集）、事業系ごみ（夜間収集）



※ 分別区分については、国の動向を踏まえながら、資源物回収ルート、施設の整備状況、コスト、環境負荷、減量効果などを総合的に勘案し検討する。

【資源物回収】

- 地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店、区役所等9か所の公共施設において資源物を回収し、リサイクルを促進
- 古紙・空き缶・空きびんなど

【中間処理の基本方針】

- 福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理
- 古紙や食品廃棄物など資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進

(2) 施設整備の基本方針

- ごみの長期的・安定的な適正処理を確保するため、ごみの要処理量等を踏まえ計画的に施設を整備
- ごみ処理施設は、効率的な収集運搬や災害時のリスク分散を踏まえた配置を検討

第6章 計画の進行管理

- 数値目標と取組指標により、毎年度、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施し、結果を公表
- 福岡市環境審議会循環型社会構築部会にて専門的見地による第三者評価を実施
- 2024～2025年度には第1期実行計画期間の検証を行い、長期ビジョン、実行計画の見直しを実施

